

分類番号

50-05(改6)

物質規制対応ガイドライン

2025年4月

主管課

品質保証部
技術管理グループ

三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社

生産本部 品質保証部

部長 神部 弘毅

平素は当社の事業活動に多大なるご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

当社は 2016 年 7 月 1 日から、新たに「三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社」として営業を開始致しましたが、引き続き物質規制対応を経営の重要課題の一つとして取り組んで参ります。

当社は 2008 年 9 月から“欧州 REACH 規則対応ガイドライン”を定め、欧州 REACH 規則への対応を開始しました。2012 年 11 月に名称を“物質規制対応ガイドライン”に改め、物質規制全般への対応としています。取引先様からは、禁止物質の非含有宣言書のご提出、含有物質調査票による製品含有物質調査等のご協力をいただいております。

その後も、より安全で安心な社会の実現に向けて、各国・各地域の物質規制に係わる法令やお客様からの要求仕様等についても大きく変化して来ております。

ターボチャージャ事業では、自動車業界の管理物質リスト（GADSL）及びお客様である各自動車会社の規定する物質リストの管理の厳格化が求められております。

エンジン・エナジー事業では、欧州 RoHS2 指令やそれに追従する各国の類似規制、シップリサイクル等の条約等への対応が求められております。

本ガイドラインは、取引先様から当社に納入していただく製品の対応すべき物質規制を明示し、サプライチェーンを通じた物質規制に対応する体制を構築する旨をお願いするものです。

今後、当社の各事業がグローバル市場での伸長を図り、取引先様との更なる共栄を目指すためにも、各国・各地域の法令に準拠した製品を市場に供給することは必須です。

種々の法令対応の不備等による違反を惹起した場合は、当該市場を失うこととなり伸長はおろか事業そのものの存続を揺るがす事態となります。

取引先様におかれましては、改めて物質規制対応の重要性をご理解いただき、御社のサプライチェーンを含めた管理体制の構築と、関係法令へ適切な対応をお願いします。

目次

1. 当社方針.....	1
2. 対応法規.....	1
3. 禁止物質.....	1
4. 管理物質.....	1
5. 取引先様へのおねがい	2
5.1 物質規制対応連絡先窓口	2
5.2 物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理	3
5.3 特定物質非含有調査	4
5.4 製品含有物質調査	4
5.5 梱包材管理.....	5
6. お問い合わせ先及び送付先.....	6
表 1 対応法規一覧.....	7
表 2 禁止物質リスト	8
表 3 管理物質リスト	10
表 4 当社使用禁止物質リスト.....	11
添付 1 取引先様の物質規制対応連絡先窓口	12
添付 2 含有物質調査フォーム(部品用)	13
添付 3 含有物質調査フォーム(材料用)	14

改訂履歴

	年月日	実施者	内容
(新規)	2012年11月30日	清水	
(改1)	2013年11月18日	清水	弊所窓口の統一。禁止物質の追加。直送品の梱包材管理追加。JAMAシート記入のルール変更。
(改2)	2014年7月1日	清水	汎特、弊所又は弊社を相模原地区に変更。 業務部標準 JA019-10 を業務ドメイン標準 T00-19-210 に変更。
(改3)	2015年10月1日	清水	調査方法変更。欧州シップリサイクル規則を追加。相模原地区を相製に変更。欧州 CLP 規則を追加。
新規	2016年10月1日	清水	社名変更。調達 HP の URL 変更。JAMP チェックシート実施の追加。禁止物質の非含有管理の変更。調査票記入ルールの追加。エンジン・エナジー事業物質規制対応の追加。当社使用禁止物質の追加。
改1	2020年3月23日	石原	JAMP チェックシートを第 4.01 版に変更し提出頻度を追加。製品含有化学物質管理体制に関するお問い合わせ先、提出先を変更。梱包材管理を直送品と購入品に変更。表 1 対応法規一覧を変更。表 2 禁止物質リストを変更。表 3 管理物質リストを変更。表 4 当社使用禁止物質リストを変更。
改2	2021年11月15日	宮澤	欧州 POPs 規則を追加。5.2 項注記 日本国外取引先様の当社独自チェックシートを追記。5.3 項 追加。5.4 項 調査票以外の受領例を明記。お問い合わせ先メールアドレスの変更。その他文言修正。
改3	2022年1月25日	宮澤	米国有害物質規制法(TSCA)を追加。6 項本文中の添付資料番号誤記を訂正。その他文言修正。
改4	2023年1月24日	宮澤	MSETJ2-001 廃止に伴い表 1 のエンジン・エナジー事業対応規制の当社対応規格を修正。お問い合わせ先メールアドレスの変更。
改5	2024年4月1日	荒金	5.5 項、表 1、表 2 フランス循環経済法を追加。 6,7 項 ProChemist/AS を削除。 表 1 新電池指令から欧州電池規則へ法令名を変更。 その他文言修正。
改6	2025年4月1日	宮澤	5.2 項 JAMP チェックシートを CiP 管理チェックシートに変更。 表 1 包装および包装廃棄物に関する規則を追加。

・2016年から三菱重工エンジン&ターボチャージャ(株)版として新規制定。

1. 当社方針

当社製品に含有する物質を管理するため、対応法規、禁止物質及び管理物質を本ガイドラインにて規定いたします。

取引先様には、当社へ納入いただく製品に禁止物質混入の無きよう、禁止物質を管理頂くと共に、当社の要求事項を順守頂くようご対応をお願いします。また、禁止物質の分析結果の提出や物質規制対応状況に関する監査にご協力をお願いする場合があります。取引先様におかれましては、ご協力・ご対応をお願いいたします。

本ガイドラインは当社「資材調達」のHP（以下のアドレス）から最新版をご確認いただけます。

ガイドライン入手先	https://www.mhi.com/jp/group/mhiet/company/procurement
-----------	---

2. 対応法規

当社が適用する法規を表1に示します。記載の表は、法規改正等に伴い必要に応じ改正される場合があります。

取引先様には、定期的に最新の情報をご確認くださるようお願いいたします。

3. 禁止物質

当社が指定する禁止物質を表2に示します。記載の表は、法規改正等に伴い必要に応じ改正される場合があります。

取引先様には、定期的に最新の情報をご確認くださるようお願いいたします。

4. 管理物質

当社が指定する管理物質を表3に示します。記載の表は、法規改正等に伴い必要に応じ改正される場合があります。

取引先様には、定期的に最新の情報をご確認くださるようお願いいたします。

5. 取引先様へのおねがい

当社は、当社の製品に係る物品を納入して頂いている取引先様に、物質規制対応として次の5点をお願いいたします。

取引先様へのおねがい
① 取引先様の物質規制対応連絡窓口の届出
② 取引先様の物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理
③ 特定物質非含有調査の回答
④ 製品含有物質調査の回答
⑤ 梱包材への物質規制対応

5.1 物質規制対応連絡先窓口

当社から取引先様へ物質規制対応に関するご連絡及び製品含有物質調査の依頼をする際の窓口を、添付1“取引先様の物質規制対応連絡先窓口”をご活用頂き、以下に記載の当社窓口へご連絡ください。なお、ご連絡いただいた窓口に変更等が発生した場合は、速やかに以下に記載の当社窓口へご連絡をお願いいたします。

書類の提出先	環境物質管理サポートセンター（MHI さがみハイテック（株）） j_reach_helpdesk@mhi.com
--------	---

5.2 物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理

本ガイドラインで規定する物質規制へのご対応として、以下をお願いさせていただいております。

- ・ 禁止物質の非含有管理体制の構築
- ・ 禁止物質の非含有管理の実施及びサプライチェーンを通しての含有物質調査体制の構築
- ・ 管理体制の実状確認のための、当社独自チェックシートの提出

体制の構築に当たっては、JIS Z7201「製品含有化学物質管理－原則及び指針」、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が定めている「製品含有化学物質ガイドライン第 4.0 版」を参照の上、実施されるようにお願いします。

チェックシートの提出先等は下記の通りです。

チェックシート名称	CiP 管理チェックシート (CiP:Chemicals in Products)
提出要請	当社から、適時公簡で提出を要請
提出のタイミング	新規取引開始時、及び 2 年に 1 回の頻度
お問い合わせ先	品質保証部 品質マネジメント課
書類の提出先	j_reach_qa@mhi.com

当社は、必要に応じ取引先様へ管理体制の監査を行う場合があります。監査へのご協力、ご対応をお願いいたします。また、取引先様の仕入先各社様に対しても同様に禁止物質の管理体制の構築、禁止物質の非含有管理の実施、及びサプライチェーンを通して当社から要求の物質規制対応体制の構築をお願いします。

注 1：ターボチャージャに係る物品を納入して頂いている取引先様の場合、1 年に 1 回の頻度とします。

注 2：当社から見た副資材、金属材料のみを納入して頂いている取引先様の場合は提出の必要はありません。提出要否がご不明の場合は上記お問い合わせ先にご相談ください。

5.3 特定物質非含有調査

禁止物質、管理物質、その他当社が必要とする固有の物質(以下、総称して特定物質)について、非含有であることを確認する為に、個別に非含有調査を行うことがあります。

非含有調査を受領した際は、指定の期日までにご回答頂きますようお願いいたします。

特定物質非含有調査を行う例

- 新たに禁止物質又は管理物質に追加する物質の含有有無を確認する場合。
- 「品質記録 禁止物質非含有チェックシート」の提出対象ではないものの、個別に確認する必要がある場合。
- 図面で物質規制対応を指示していない部品について、特定物質の含有有無を確認する場合。
※図面に記載の無い要求をするものではなく、特定物質の含有有無を把握することのみが目的です。
- 特定物質非含有を確認した物品について、一定期間経過後に非含有状態に変化が無いことを確認する場合。 等

5.4 製品含有物質調査

当社は、物質規制対応のため、製品含有物質調査を実施しております。本調査には、当社指定の調査票(添付2、3)を使用します。

当社から必要に応じ取引先様へ対象アイテムを記入した調査票を送付いたしますので、ご対応、ご回答をお願いいたします。

なお、調査票の記入方法は、下に記載する当社「資材調達」のHPをご参照ください。

当社資材調達 HP

<https://www.mhi.com/jp/group/mhiet/company/procurement>

調査票記入方法が分からない場合でも、含有物質に関するデータをお持ちの形式のまま送付頂ければ支援いたします。

※内容によって追加データの送付をお願いする場合があります。

調査票記入のルール	
①	本ガイドラインで規定される禁止物質及び管理物質について確実に記入願います。
②	①は、均質材料単位で 0.1 質量%以上（0.1 質量%未満の閾値指定のある物質は閾値以上）含有がある場合は必ず記入願います。
③	①以外の物質については可能な範囲で記入願います。残分については“その他”で記入願います。
④	企業秘密に当たる部分は、10%まで“その他”を許容します。（禁止物質・管理物質は対象外です。）
⑤	禁止物質及び管理物質は都度更新されます。新たに指定された物質が③の“その他”として記入された場合は、速やかに調査票の改訂版をご提出ください。（改訂版は既送付の調査票に追記して作成願います。）
⑥	規格材であっても可能な限り取引先様で使用される材料の成分を記入ください。
⑦	成分記入に当たっては、物質計測をお願いするものではなく、当社からの依頼と同様に取引先様の仕入先各社様へ調査いただき、サプライチェーンによる情報伝達網の構築をお願いします。

回答いただく調査票は、下記宛へご提出をお願いします。

また、調査票の記入方法等については、同様に下記宛でお問い合わせください。

お問い合わせ先	環境物質管理サポートセンター（MHI さがみハイテック株） j_reach_helpdesk@mhi.com
書類の提出先	042-761-9680（含有物質調査専用）

5.5 梱包材管理

欧州 REACH 規則では、梱包材は単独で成形品として扱われます（梱包材は製品の一部ではなく別の製品として扱われます。）。

また、各国で梱包材を管理する法規があります（例：欧州包装品・包装廃棄物指令 等）。

当社が注文する物品（以下注文品と総称）においては、以下ご対応をお願いします。

(1) 直送品の梱包材

直接お客様またはグループ会社等に納入される注文品の梱包材については、取引先様にて適切に物質規制対応の管理をお願いいたします。

(2) 注文品に使用する梱包材

2019 年以降当社に納入する注文品に使用する梱包材には、取引要領書 20-03 「納入荷姿のしおり」に規定されている禁止物質の非含有管理を実施頂き、「納入荷姿申請書」の提出をお願いします。（提出先：調達部門担当課宛て）

(3) フランスに輸入される梱包材

フランスに輸入される梱包材については、フランス法令「廃棄物と循環経済との闘いに関する法律 (L2020-105)」(以下、フランス循環経済法)により、梱包材の印刷に使用するインクへの鉱物油の使用が禁止されます。

当社より規制対応の要請があった際は、ご対応をお願いいたします。

鉱物油の具体的な禁止物質と閾値は表 2 に記載の通りです。

6. お問い合わせ先及び提出先

取引先様 物質規制対応連絡先窓口	環境物質管理サポートセンター (MHI さがみハイテック (株)) j_reach_helpdesk@mhi.com
製品含有化学物質管理体制、 CiP 管理チェックシート	品質保証部 品質マネジメント課 j_reach_qa@mhi.com
含有物質調査のお問い合わせ	環境物質管理サポートセンター (MHI さがみハイテック (株)) j_reach_helpdesk@mhi.com
物質規制全般のお問い合わせ	物質規制対応事務局 (Q&A 窓口) j_suigin@mhi.com ※当社の調査内容に応じ、個別にお問い合わせ窓口を設ける場合がある為、その場合は個別窓口へお問い合わせください。

表 1 対応法規一覧

	対応法規・規制	適用製品	当社対応規格	備考
1	欧州 REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006	当社全製品	MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0101 欧州 REACH 規則等対応物 質管理基準)	2008年6月以降生産した 製品に適用
2	欧州 POPs 規則	同上	同上	2021/10/1 から適用開始
3	米国有害物質規制法(TSCA)	同上	同上	2022/3/1 から適用開始
4	日本 労働安全衛生法(アスベスト禁止) 昭和47年6月8日法律第57号	同上	MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0102 使用禁止物質管理基準)	2006年9月以降出荷した 製品に適用
5	水銀に関する水俣条約 日本 水銀汚染防止法	同上	同上	2020/3/1 から適用開始
6	日本 化審法 第1種特定化学物質	同上	同上	2020/3/1 から適用開始
7	ターボ事業対応規制 ・欧州 ELV 指令 Directive 2000/53/EC ・欧州 RoHS2 指令 Directive 2011/65/EU ・シップリサイクル条約 ・欧州シップリサイクル規則 Regulation (EU) No 1257/2013	ターボ事業関連 製品	ES492-00002 環境負荷物質管理ガイドラ イン	-
8	エンジン・エナジー事業対応規制 ・欧州 RoHS2 指令 Directive 2011/65/EU ・シップリサイクル条約 ・欧州シップリサイクル規則 Regulation (EU) No 1257/2013 ・欧州 CLP 規則 Regulation (EU) 2016/918 ・欧州電池規則 Regulation (EU)2023/1542	エンジン・エナ ジー事業製品	ES046-02001 製品含有化学物質の使用制 限 ES046-02010 船用製品に含有する化学物 質の制限 MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0103 製品含有禁止物質)	ES046-02001 は 2016/10/1 から適用開始 ES046-02010 は 2018/4/1 から適用開始 MSJ2-0103 は 2018/4/1 から運用開始した MSETJ2-001 の後継
9	エンジン・エナジー事業関連製品の梱包 材 ・包装及び包装廃棄物に関する欧州指令 (PPWD) Directive 94/62/EC ・包装及び包装廃棄物に関する欧州規則 (PPWR) Regulation (EU) 2025/40 ・包装材重金属規制 (米国)	エンジン・エナ ジー事業関連製 品の梱包材	ES046-02002 包装材料規定	2016/10/1 から適用開始 PPWD は 2026/8/12 に PPWR に置き換わる
10	フランス循環経済法 L2020-105	フランスへ輸入 される製品・部 品の梱包材	本ガイドライン	2024/10/1 から適用開始

(注) 法規対応の詳細は当社が発行する対応規格等で規定致します。

表2 禁止物質リスト

	対応法規・規制	禁止物質	禁止用途・閾値	当社対応規格
1	欧州 REACH 規則	制限物質 (附属書 XVII)	物質、混合物、成形品に適用。 制限用途に該当し、かつ除外用途に該当しない場合に禁止。	MSJ2-0101
2	欧州 REACH 規則	認可物質 (附属書 XIV)	物質、混合物に適用	同上
3	欧州 POPs 規則	禁止物質 (附属書 I)	-	同上
4	米国有害物質規制法 (TSCA)	禁止物質 (40 CFR Part 751 Subpart E)	-	同上
5	日本 水銀汚染防止法	水銀及びその化合物 CAS No. 名称 7439-97-6 水銀 33631-63-9 シクロヘキシルメチル水銀(I) 塩化物 7546-30-7 塩化水銀(I) 7487-94-7 塩化水銀(II) 7783-35-9 硫酸水銀(II) 10045-94-0 硝酸水銀(II) 7783-34-8 硝酸水銀(II)・一水和物 21908-53-2 酸化水銀(II) 1344-48-5 硫化水銀(II) 等	-	MSJ2-0102
6	日本 化審法	第1種特定化学物質	化審法で定める「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品」の使用を禁止する	同上
7	日本 労働安全衛生法 (アスベスト禁止)	CAS No. 名称 1332-21-4 アスベスト全般 77536-66-4 アクチノライト 12172-73-5 アモサイト 77536-67-5 アンソフィライト 12001-28-4 クロシドライト 77536-68-6 トレモライト 12001-29-5, 132207-32-0 クリソタイル	当社への納入品における構成部品それぞれについての含有率が 0.1 質量%を超えないこと	同上
8	ターボ事業対応規制	右記規格で指定	-	ES492-00002
9	エンジン・エネルギー事業 対応規制	右記規格で指定	-	ES046-02001 ES046-02010
10	エンジン・エネルギー事業 関連製品の梱包材	右記規格で指定	-	ES046-02002

表2 禁止物質リスト（続き）

	対応法規・規制	禁止物質	禁止用途・閾値	当社対応規格
11	フランス循環経済法	①1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) ②16～35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	①②について、インク中濃度 0.1 質量%超 ①のうち、3～7個の芳香環を含む MOAH については 1ppm 超	本ガイドライン
12	当社使用禁止物質	表4に記載	当社へ納入する副資材(油脂, 接着剤, 洗浄剤, 塗料等の物質、混合物)に適用	-

表3 管理物質リスト

	対応法規・規制	管理物質	備考
1	欧州 REACH 規則	SVHC (認可候補物質)	均質材料毎に 0.1 質量%以上含有する場合
2	IMDS (International Material Data System)	GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)	自動車業界指定の管理物質リスト
3	JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)	chemSHERPA 管理対象物質参照リスト	-
4	シップリサイクル条約	APPENDIX 2 Minimum List of Items for the Inventory of Hazardous Materials	-
5	欧州シップリサイクル規則	ANNEX II List of Items for the Inventory of Hazardous Materials	-
6	欧州 CLP 規則	ANNEX VI Harmonised classification and labelling for certain hazardous substances	物質、混合物に適用

表4 当社使用禁止物質リスト

対象：当社へ納入する副資材（油脂，接着剤，洗浄剤，塗料等の物質、混合物）に適用

	禁止物質
1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
2	カドミウム及びその化合物
3	鉛及びその化合物
4	有機りん化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	シアン化合物
8	P C B
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1，2－ジクロロエタン
14	1，1－ジクロロエチレン
15	1，2－ジクロロエチレン
16	1，1，1－トリクロロエタン
17	1，1，2－トリクロロエタン
18	1，3－ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン又はその化合物
24	1，4－ジオキサン
25	ほう素及びその化合物
26	ふっ素及びその化合物
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(ガス体は除く)

(※) 上記「対象」に該当する当社への納入製品で当社使用禁止物質の含有が確認された時には、当社購入部門へ速やかに連絡し対応を協議すること。

取引先様の物質規制対応連絡先窓口

会社名		
取引先コード		
対 応 窓 口	部署	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-Mail アドレス	

